

## 教育民生委員会記録

開会年月日	令和元年10月2日
開会時刻	午前10時00分
閉会時刻	午前10時59分
出席委員名	◎浜口和久    ○辻 孝記    宮崎 誠    久保 真
	楠木宏彦    野崎隆太    福井輝夫    藤原清史
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	宮崎 誠    久保 真
担当書記	野村格也
審査案件	議案第37号    令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第5号） （教育民生委員会関係分）
	議案第38号    令和元年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第42号    外国語指導助手の給与及び旅費に関する条例の全部改正について
	議案第43号    伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
	令和元年 請願第1号    義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願
	令和元年 請願第2号    教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
	令和元年 請願第3号    子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願
	令和元年 請願第4号    防災対策の充実を求める請願
	義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書（案）
	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（案）
	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）
	防災対策の充実を求める意見書（案）
	継続調査案件    伊勢市病院事業に関する事項 ・新市立伊勢総合病院における雨漏りの補修について ・診療科の新設について
	令和元年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について

説 明 員	教育長、事務部長、学校教育部長、学校教育課長、
	学校教育課副参事
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、介護保険課長
	病院事業管理者、経営推進部長、経営推進部次長、経営企画課長
	医療事務課長、医療事務課副参事、建築住宅課副参事
	ほか関係参与

伊 勢 市 議 会

## 審査経過

浜口委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に宮崎委員、久保委員を指名した。その後、直ちに会議に入り、去る9月9日及び9月17日の本会議において審査付託を受けた「議案第37号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）中、教育民生委員会関係分」外3件を審査した。

次に、請願の審査を行い、「令和元年請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願」、「令和元年請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」、「令和元年請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」については賛成多数をもって採択すべしと決定、また、「令和元年請願第4号 防災対策の充実を求める請願」については全会一致をもって採択すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

続いて、請願については意見書の提出が求められているため、意見書案の審査を行い、「義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書（案）」、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（案）」、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）」については賛成多数をもって決定、また、「防災対策の充実を求める意見書（案）」については全会一致をもって決定した。

次に、継続調査案件となっている「伊勢市病院事業に関する事項」を議題とし、当局から報告、報告への質疑を行い、今後についても継続して調査をすることを決定した。

次に、「令和元年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を審査し、今年度も5件程度の所管事業について報告を求めることとし、報告を求める事業を決定して委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時00分

### ◎浜口和久委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、宮崎委員、久保委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る9月9日及び9月17日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました8件と、継続調査案件の「伊勢市病院事業に関する事項」及び「令和元年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」であります。

案件名については審査案件一覧のとおりでございます。

お諮りいたします。審査の方法につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 【議案第 37 号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）（教育民生委員会関係分）】

◎浜口和久委員長

それでは、「議案第 37 号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の 12 ページをお開きください。12 ページから 17 ページの款 3 民生費を款一括で御審査願います。なお、民生費のうち当委員会の審査から除かれるのは 16 ページ、項 5 人権政策費です。

御発言はありませんか。

久保委員。

○久保真委員

おはようございます。項 2 の老人福祉費の老人福祉推進費のところでは少しお聞かせ願いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

平成 31 年度予算で、低所得者保険料軽減繰出金というところで 7,184 万 4 千円ということで説明があって、これは 5 月の臨時議会のところで補正で出してもらってます。それはわかったんですけども、そのほか今回ですね、ここにある国と県のほうで 2,514 万 1,000 円という補正で上がってます。これのちょっと内訳をお聞かせ願えませんか。よろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

今回の補正額 2,514 万 1,000 円の内訳ですけども、案件としては 2 件ございます。1 件目は、五十鈴圏域のグループホームの施設整備に対する補助金の県の単価が改正になりまして、それに伴い県の補助金を財源にしております市の補助金も増額するため、補正をお願いしたものでございます。もう一件につきましては、グループホームなどの大規模改修がありまして、それに対する補助金を国の財源を活用しながら補助をするために補正をお願いしたものでございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

久保委員。

○久保真委員

そうしますと県のほうの 195 万 1,000 円のほうが五十鈴地区の共同生活介護事業所ということで、国のほうの 2,319 万ですかね、これが、グループホーム 3 カ所の老朽化の

ための改修工事というふうに判断させてもらったんですが、それでよろしいですかね。

◎浜口和久委員長  
介護保険課長。

●浦井介護保険課長  
はい、委員のおっしゃるとおりでございます。お願いいたします。

◎浜口和久委員長  
久保委員。

○久保真委員  
これはまた、老朽化ということでこういうふうにどんどんですね、補正で上げていきますと、たとえその国や県からのっていう財源であったとしてもですね、もうちょっと少しほかにこの老人福祉の意味で、ほかに使ってもらうところがたくさんあると思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えかちょっとお聞かせください。

◎浜口和久委員長  
介護保険課長。

●浦井介護保険課長  
介護保険制度が始まりましてもう 20 年近くたっておりまして、事業所においては老朽化が進んでいるところが多くなってきております。国とかのですね、財源とかも活用しながら、今後、市民の方がですね、安心してサービスが利用できますように進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長  
久保委員。

○久保真委員  
ありがとうございます。ぜひですね、しっかり安心安全のために高齢者の福祉という意味でしっかりと、大切なお金ですので、使っていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

◎浜口和久委員長  
他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎浜口和久委員長  
御発言もないようですので、款 3 民生費の当委員会関係分の審査を終わります。  
以上で、議案第 37 号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 37 号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）中、教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 38 号 令和元年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）】

◎浜口和久委員長

次に、「議案第 38 号 令和元年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を御審査願います。

補正予算書の 25 ページをお開きください。25 ページから 36 ページでございます。本件については一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 38 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 38 号 令和元年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

### 【議案第 42 号 外国語指導助手の給与及び旅費に関する条例の全部改正について】

◎浜口和久委員長

次に、条例等議案書の 54 ページをお開きください。54 ページから 57 ページの「議案第 42 号 外国語指導助手の給与及び旅費に関する条例の全部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

いわゆるこのALTに関しての条例だと思いますけれども、伊勢市は今ALT雇っていただけてますけれども、二つのですね、雇用形態があるという話をお聞きしてるんですが、それぞれについてちょっと説明してください。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

楠木委員の御質問にお答えします。現在、伊勢市で勤務しているALTは18人ございまして、そのうち7人がJETプログラム参加者、11人が市の単独雇用のものでございます。JETプログラムということにつきまして、総務省、外務省、文部科学省の協力のもと実施される語学指導等を行う外国青年招致事業を略してJETプログラムと言っております。外国青年を招致して地方自治体等で任用し、外国語教育の充実と地域の草の根の国際化を推進する大きな世界最大規模の国際交流、人的交流としては高く評価されているプログラムでございまして、そちらに参加しているものを7人採用。そして、市単独で雇用しているものが11人ということになっております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

そうしますと、この条例によってですね、この任用形態が今後どのようになるんでしょうか。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

JETプログラム参加者につきましては、平成30年8月24日付けで、総務省、外務省、文部科学省のそれぞれの担当部署長の連名で、法の改正後はパートタイム会計年度任用職員として採用することという通知が来ております。ですので、それにならしまして、会計年度任用職員、そして市単独雇用のもも同じくパートタイム会計年度任用職員というふうにして採用していくということでございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

そのように変わるわけですがけれども、この条例案にですね、今後の報酬の額が提案されていますけれども、これはこれまでと比べてどのようになるのでしょうか。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

この報酬につきましても、J E Tプログラムの参加者が、現地の募集採用の際に提示されている要綱に報酬のほうに定められておきまして、その選考を通過して採用されてくるということ踏まえて、現行の伊勢市の条例でも、J E Tプログラム参加者の報酬につきましてもその要綱にならって設定しておりました。ですので、パートタイム会計年度職員に移行後も、これまでの水準を保つ形で報酬額を設定しております。また、市の単独雇用のA L Tにつきましても、制度移行前よりも増額というふうになっております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

先ほどですね、答弁でパートタイム会計年度任用職員となるということですから、今後ですね、地方公務員法に準拠した形で進められていくんだと思います。詳細な規則はまだ決まってませんので、まだはっきり何とも言えないんですけども、国際観光都市を担う伊勢市としては、A L Tによるですね、伊勢市の英語教育に力を貸していただくことは非常に大きな存在だと思います。また、小学校・中学校でもですね、運動会での様子を拝見したり、あるいは授業の様子をですね、子供たちからお聞きしたりするんですけども、非常にいい関係ができていて、日常的にちょっとしたことでもね、英語でしゃべれるようなそんな環境があるというようなことで、非常にいい関係はできているんだと思います。そういったいい先生方にですね、ついていただくためにも、今後さらに改善をしていただくという方向でよろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第42号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。



お諮りいたします。「議案第 42 号 外国語指導助手の給与及び旅費に関する条例の全部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 43 号 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について】

◎浜口和久委員長

次に、58 ページをお開きください。58 ページから 60 ページの「議案第 43 号 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 43 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 43 号 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【令和元年請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願】

◎浜口和久委員長

次に、「令和元年請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。「令和元年請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願」については、採択することに御異議ございませんか。

〔「会長」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

1、2、3と全部反対するので、4号以外は全て反対で。起立採決に切りかえていただきたいと思います。

◎浜口和久委員長

それでは、起立採決に切りかえます。お諮りいたします。「令和元年請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願」については、採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎浜口和久委員長

ありがとうございました。

起立多数であります。よって、令和元年請願第1号は、採択すべしと決定いたしました。

## 【令和元年請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願】

◎浜口和久委員長

次に、「令和元年請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようでございますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「令和元年請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」については、採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎浜口和久委員長

ありがとうございました。

起立多数であります。

よって、令和元年請願第2号は、採択すべしと決定いたしました。

## 【令和元年請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願】

◎浜口和久委員長

次に、「令和元年請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「令和元年請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」については、採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎浜口和久委員長

ありがとうございました。

起立多数であります。よって、令和元年請願第3号は、採択すべしと決定いたしました。

#### 【令和元年請願第4号 防災対策の充実を求める請願】

◎浜口和久委員長

次に、「令和元年請願第4号 防災対策の充実を求める請願」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「令和元年請願第4号 防災対策の充実を求める請願」については、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

それでは、ただいま採択すべしと決定いたしました「令和元年請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願」、「令和元年請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」、「令和元年請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」、「令和元年請願第4号 防災対策の充実を求める請願」については意見書の提出を求めるものであり、本請願が本会議で採択されました場合には請願に係る意見書の提出が必要となってまいりますので、意見書案について御審査願います。

なお、本会議で請願が採択された場合、意見書案は委員会名または賛成者の連名で提出いたします。

委員長におきまして、文案を用意いたしましたので、書記に配布いたします。

それでは、意見書案精読のために、3分間暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

### 【義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書（案）】

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、「義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書（案）」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「会長」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

文案に対しては特に何もありませんけども、原則、委員会名のときは、全会一致が原則だと思っておりますので、賛成者の連名にしていただければと思います。残りのものも全会一致のものに対しては、同じ意見でございます。以上です。

◎浜口和久委員長

全会一致のものは委員会名で、賛否分かれとる部分は連名でということによろしいですね。

○野崎隆太委員

はい。

◎浜口和久委員長

はい。わかりました。  
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。「義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書（案）」は、文案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎浜口和久委員長

ありがとうございました。  
起立多数であります。よって、意見書案は決定いたしました。

### 【教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（案）】

◎浜口和久委員長

次に、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（案）」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（案）」は、文案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎浜口和久委員長

ありがとうございました。  
起立多数であります。よって、意見書案は決定いたしました。

### 【子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）】

◎浜口和久委員長

次に、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）」を御審査願います。

御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）」は、文案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎浜口和久委員長

ありがとうございました。

起立多数であります。よって、意見書案は決定いたしました。

## 【防災対策の充実を求める意見書（案）】

◎浜口和久委員長

次に、「防災対策の充実を求める意見書（案）」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「防災対策の充実を求める意見書（案）」は、文案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

## 【伊勢市病院事業に関する事項】

### 【新市立伊勢総合病院における雨漏りの補修について】

◎浜口和久委員長

次に、継続調査案件の「伊勢市病院事業に関する事項」について御審査をお願いいたします。

「新市立伊勢総合病院における雨漏りの補修について」当局からの説明をお願いいたします。

病院経営企画課長。

●奥田病院経営企画課長

本日は、これまでに発生いたしました雨漏りの原因やその後実施しました補修工事等につきまして、御報告を申し上げます。また、資料の配布が遅れましたことをおわび申し上げます。

それでは、「新市立伊勢総合病院における雨漏りの補修について」御説明いたします。

資料1をごらんください。始めに、「1. 経緯」でございますが、最初の雨漏りは本年5月21日に1階外来スタッフエリアにて発生いたしました。雨水は2階リハビリ庭園のアルミ笠木から侵入したものと判断し、6月6日に施工業者により補修及び点検を完了いたしました。8月16日に再度の雨漏りが前回と同じ箇所で発生し、8月26日から調査・散水試験を実施し、原因を究明の上、補修工事を行い、9月17日に点検を完了しております。

次に、「2. 雨漏りの原因」でございますが、最初の雨漏りはアルミ笠木部分の雨水の浸入を防ぐシーリングの一部接着不良によるものであり、これは当初の施工不良が原因となっております。その後の補修におきまして、防水性に優れた強力粘着性テープにより防水対策を講じましたが、その際の施工が不十分であったことから、再度の雨漏りが発生したものでございます。

次に、「3. 今回の施工」でございますが、建物の外部からの散水試験により内部への漏水を確認の上、徹底的に不具合箇所を調査し、笠木の追加及び二重のシーリング施工を行いました。施工後におきましても、再発防止のため散水試験などを行い、工事監督業者立会いのもと漏水点検を実施し、補修工事を完了したところでございます。

このたびの雨漏りの再発につきましても、建設工事請負契約書の瑕疵担保の条項に従いまして、施工業者の責任におきまして全ての補修及び費用負担を完了しております。

なお、参考といたしまして、資料裏面に1回目の雨漏りの後の補修工事と再度の雨漏りの後の補修工事の比較図を掲載させていただいております。このたびは、同じ場所での再度の施工、不良により雨漏りを招き、市民の方々を始め議会の皆様に多大なるご心配をおかけして、まことに申しわけございませんでした。施工業者に対しましては一連の対応について厳重に注意したところであり、また今後も施設全体の状況について注視していくよう申し伝えたところでございます。

以上、「新市立伊勢総合病院における雨漏りの補修について」御説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

数点ちょっとお聞かせください。前回の委員会でですね、この雨漏りの報告があったときに、実際、議会の中で決議文もされておりますので、業者から議会にきちっと報告来るように市からも言ってくれて話をさせてもらったと思うんですけども、そのあたり今どうなっているかだけ教えてください。

◎浜口和久委員長

建築住宅課副参事。

●坂谷建築住宅課副参事

その点につきましては、先般ですね、補修の報告をいただきまして、先ほど課長が申しましたように嚴重注意というふうなところと、今後ですね、再発防止ということで、顛末書という形でこちらのほうへ報告をいただくような形をとっております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

全く何を言ってるのかわからないんですけど。議会に対して報告を業者にしに来いという話をしてるのであって、誰がいつ顛末書を行政に出せという話を僕がしたかというところ全くしてないので。それがどうなってるかっていう話なんでもう一回お願いします。

◎浜口和久委員長

経営推進部長。

●西山経営推進部長

前回の報告の際にですね、そういった野崎委員からの御意見をいただきました。ただですね、私どもとして、議会は議会での対応ということで、そちらのほうでの対応ということでお願いしたところであったと記憶しておりますし、当然ですね、議会のほうからも強い厳しい意見が出ている、その旨は申し伝えたというところでございます。以上です。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

今のお話からすると、市を通さずにもう勝手に業者を呼んでくれと、そういうことですね。



◎浜口和久委員長  
経営推進部長。

●西山経営推進部長

議会からの業者に対する対応については、議会のほうでお願いしたいということがございます。以上です。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

普通に考えてですけども、それをもし、議会側が独自に行うことは当然できると思いますが、窓口を二つも三つもつくって業者に対応させるのは、別に業者の肩を持ちませんけども、通常考えたときにあまり効率的な話ではないと思いますし、ちょっと今の御答弁、僕の中では考えにくいんですけども。ただ、議会全体の話なので、僕のほうでどうという話を今ここではしませんけども、ただちょっと今の御答弁は個人的な意見としてはちょっと納得をしづらいものがあります。

もう一点、あのときの委員会の中で他の法的対応についてもっていう話を、少しどんな対応ができるのかって話も議論があったと思うんですけど、その点についても御答弁をいただけますでしょうか。

◎浜口和久委員長  
病院経営企画課長。

●奥田病院経営企画課長

法的な対応でございますけれども、現在は再発防止を含めた補修工事も終えておりました、今後の施工業者の対応につきましては、悪天候時にはですね、状況を確認のため施設内を確認するという事も報告をいただいております。今後の施工業者の動向を注意しまして、担当の弁護士と相談させていただきたいというふうに考えております。以上です。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

今後の施工業者の対応じゃなくてもっと現実的に、不動産価値の減少とかそういったことが考えられるのかっていう話と合わせて、もしそういう場合は法的対応ができるのかっていう話をして、それが前回の委員会の議論だと思うんですけど。今後の業者の対応とかそういう話ではなくて、現実起きたことに対してどうするのかっていう話なので、もう一回御答弁いただけますでしょうか。

◎浜口和久委員長  
病院経営企画課長。

●奥田病院経営企画課長

不動産価値が下がるということの御質問につきましてはですね、実際に不動産鑑定士に依頼をして、評価をしてもらう必要があるかどうか否かというところはですね、改めて不動産鑑定士の見解をいただいてですね、それで実際に価値が下がるということの実証がされましたら、また改めて弁護士等々に相談させていただきたいというふうに考えております。以上です。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

つまりそれは、今回の雨漏りの件について、施工業者負担で不動産鑑定士を呼んできてその処理をするっていうのを今この場で御答弁いただいたということによろしいですか。

◎浜口和久委員長  
経営推進部長。

●西山経営推進部長

今回の事象につきまして、不動産鑑定士の方にも正式なという部分ではなくてですね、御相談をさせていただいております。おおむねの話ですけれども、今回の事象についての中では、価値が落ちたとまでは言いがたいというふうな回答をいただいております。

ただですね、前回の委員会の中で野崎委員おっしゃってみえたのはですね、今後きちんと直るのか、本当に大丈夫なのか、こういうものというものは直らないんではないか。そういった中で、直らない場合、他の検討課題であったりとかですね、損害賠償も含めて検討すべきではないかと、そういったこともおっしゃってみえたかと思っております。そういった部分については先ほど経営企画課長も答弁申し上げましたように、一旦は工事は終わったものですね、実際に業者も不具合時には入っていただいてですね、実際に建物の状況をまた見ていただく。また、総点検も実施をしてさらに建物の状況を確認していただくと。

そんな中で、もし何かまた不具合があったら、そういったときには顧問弁護士とも相談しながらですね、いろんな法的措置も検討していくと、このような考え方でございます。以上です。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。じゃあ、もう一点だけお聞かせください。この雨漏りの補修工事の比較図とかを見ますと、1回目の対策が不十分だったっていう話で書いてあるわけですよ。なので、1回目の施工の状況が不十分で、あちら側のミスを認めているんですけども、これ、瑕疵担保条項のことでちょっと教えてほしいんですけど、本体建築のときの瑕疵担保条項はわかるんです。それに合わせて補修をしていくというのも当然としてわかるんですけど、1回目のやつが明らかにうちの施工ミスだっていうんで言ってるんですけど、補修工事に対する対応も含めてですけど、そういった点に関しての法的処理というのは、1回目の全体の規約の中の瑕疵担保条項の中のものなのか、ここでのミスというのは別の責任が出てくるのかちょっと教えてください。

◎浜口和久委員長

病院経営企画課長。

●奥田病院経営企画課長

最初の雨漏り、それから再度の雨漏りにつきましても、請負契約書の瑕疵担保の条項によりまして費用の負担のほうをいただいております。以上です。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

例えば、この瑕疵担保条項の中で、1回目の工事、もともとの病院建築に対する補償はわかるんですけど、途中で修繕したものの例えばその補修内容が悪かったりその時の工事でミスがあったりしたときっていうのは別の工事で別の契約になるような気がちょっと僕はするんですけど、そういうことはないのかだけもう一回教えてください。

◎浜口和久委員長

経営推進部長。

●西山経営推進部長

瑕疵担保責任といいますのは、完成すべき建物が満足できる、目的を達成する状況になっていない状況について適用されるものと心得ております。従いまして、今回の場合ですね、雨漏りが直っていない状況の中ではですね、1回の補修についてのさらに補修についても当然その条項が適用されるということでございます。

以上です。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

瑕疵担保全体の中の状況というのは当然わかるんですけど、条項が適用されるかされないかという話よりは、どっちかっていうと、瑕疵担保の中でその建物全体の責任をとらせることは当然としても、1回目の補修工事の補修のミスともともとの一番最初の工事設計、最初の業者がやったときの工事のミスと、これって別の責任じゃないかと思うところがあって、補修は全部瑕疵担保の契約の中でするっていうのはわかるんです。だけど、補修工事の間に起きたミスがここであったという話をしてるので、この補修工事のミスに関しても、瑕疵担保の中で全部責任をとらせるのか、それが責任をとらせることも可能なのかっていう話なので、ちょっとその瑕疵担保の中で処理をするのはわかるんですけど、それとは全く別の責任が補修工事でミスがありましたって話をしているので、最初の病院建築以外のところでミスがあったっていう話をここ書いてあるので、病院建築そのもののミスと2回目の工事のミスはこれ別の責任じゃないかっていう、そんな話を僕はしているだけです。

なのでもう一回だけ、ちょっとそういう考え方もあるんじゃないかなと思うんですけど。病院の建築そのものの施工ミスと2回目の補修の施工ミスというのは、これ違う責任がもう一個出てくるんじゃないっていう、そんな話なんですけど。

◎浜口和久委員長

病院経営企画課長。

●奥田病院経営企画課長

そもそも、その最初の施行のミスといいますのは、本来の機能と品質、それから性能などが備わっていなかったというところで改めて補修を行ったが、さらにまだその状態が備わっていないということになりますので、冒頭にも申しましたが、請負契約書の瑕疵担保の条項で費用の負担をいただいておりますということですので。以上です。

◎浜口和久委員長

他に発言はありませんか。

議長。

○中山裕司議長

今、そのいろいろと質問がありましたけどね、皆さん方の認識がやっぱり乏しいなというのを思うんですよ。この建物がね、20年も30年もたてば当然どこかにやっぱりほころびが出てくるのは当たり前です、常識に考えても。病院はですよ、完成して数カ月でしょう。数カ月の間で雨漏りがして、この場所でこういう議論をしなければならんという惨めさを感じるんですよ。なぜこの場所で、半年もたたない建物の価値があってですよ、雨漏りが発生したということをおんな場所で議論をしなければならんと、これは。

なぜかという、あまりにも施工業者が、私はいつも言うところ、これは手抜き工事で傷もんですよ、これははっきり言って。皆さん方自分の個人の建物を買うことを想定してみても、もし自分が建てて、大変な中で住宅ローンかけて、半年も経たないうちに雨漏りした

らどう思いますか、これは。やっぱりいつも言ってるように、自分の立場に置きかえて考えてみたときに、こんなことが、この場所でこんな議論をしなければならんということがですね、全く私にとっては、業者は伊勢市ないしは伊勢病院をあまりにもなめすぎとる。きちっと責任ある工事をきちっとやっておればこんなことが発生しないんで。

だからそういう点を、いろいろ今までいろいろ細かい話があったけども、それ以前の問題として、今ここでこんな議論をしなければならんっていうことをやっぱり、皆さんやっぱり話せんと。また、先ほども言ったように、清水建設に対しても議会に対しても議会として物申すことを。

ただ、我々は、一応窓口は先ほど野崎くんが言ったけれども、窓口が病院にあるから、病院がそういうようなことで議会に対してもどういようなことかってことを当然配慮すると思っとるからこちらはアクション起こさんだけであって、好きなことやってくれっていうのならいつでもやります、それは。これだけ申し上げておきます。

◎浜口和久委員長

病院事業管理者。

●佐々木病院事業管理者

申しわけございません。今、議長から御意見をいただきましたように、私どもとしても二度にわたる雨漏りが発生したということは病院側として本当にじくじたる思いでございます。このことについては、しっかりと今後、業者も厳しく指導してまいりましたけど、今後もより一層、しっかりと指摘をしまして指導していきたいと思えます。

また、最後の議長のお言葉については、一度業者のほうにもお伝えをさせていただいて、検討するようにさせていただきたいというふうに思えます。以上です。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「新市立伊勢総合病院における雨漏りの補修について」を終わります。

## 【伊勢市病院事業に関する事項】

### 〔診療科の新設について〕

◎浜口和久委員長

次に、「診療科の新設について」当局からの説明をお願いいたします。

医療事務課長。

●南平医療事務課長

それでは、「診療科の新設について」御説明申し上げます。

資料2をごらんください。「診療科の新設について」でございますが、現在、当院では呼吸器外科の専門医は非常勤体制となっておりますが、このたび11月1日付にて、呼吸器外科の専門医が新たに着任することとなりました。これによりまして呼吸器外科疾患の専門的な医療を提供することができる体制になることから、診療科目について呼吸器外科を新設しようとするものでございます。

呼吸器外科の新設により、当院がこれまで取り組んできた急性期医療の一層の充実を図ることができ、これまでよりも質の高い医療を提供することができるようになります。

呼吸器外科とは、胸部にありまして、肺・気管・横隔膜など心臓や食道以外の呼吸器に関わる疾患の手術治療を担う診療科でございます。取り扱う主な疾患としましては、肺悪性腫瘍性疾患、気腫性肺疾患、炎症性疾患などがございます。このうち手術の対象として最も多いのが肺がんでございます。呼吸器外科の開設時期は11月1日を予定しております。

なお、診療科の新設に当たりまして条例の改正が必要となりますので、今会期中に追加議案を提出させていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

また、新旧の診療科目比較表を裏面に記載しておりますので、後ほどごらんください。

以上、「診療科の新設について」御説明いたしました。

よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「診療科の新設について」を終わります。

次に、通知にはございませんでしたが、先日新聞等で全国公的病院の中で再編が必要である病院名を厚生労働省が発表いたしました。その旨の報道がされました。その中に、市立伊勢総合病院も入っており、このことについて当局から説明がありますので許可したいと思います。

病院経営企画課長。

●奥田病院経営企画課長

それでは、厚生労働省から公表がありました公的病院の再編統合につきまして、御説明のほうをさせていただきます。厚生労働省は先月26日に公立公的病院の再編統合の検討が必要と判断しました全体の約3割に当たる424病院名の公表があり、当院もその対象となったところでございます。

しかしながら、今回の公表は2年以上前の平成29年6月時点の実績値をもとに分析されたものとしております。また、今回提示のありました再編統合の具体的な内容でございますが、一つ目として、医療の効率化の観点から病床を縮小するダウンサイジングや機能の分化、連携、集約化を図ること。二つ目として、不足のない医療提供の観点から機能転換、連携等を念頭に検討を進めることが重要とされており、これらの選択肢がすべて再編統合に含まれるものとしております。

このことは、当院が新病院を建設する際に医療関係者を交えて検討してきた内容そのものであり、新病院では病床数を300床にするとともに、急性期、救急医療を基本としながら、地域に必要で不足している医療機能の観点から地域包括ケア病棟及びホスピス病棟を新設したほか、回復期リハビリテーション病棟のさらなる充実を図ってきた結果、新病院開院後の外来患者数は大きく増加している状況でございます。

今後の取り扱いにつきましては、県が主催する伊勢志摩地域医療構想調整会議で協議することとなりますが、新病院の医療機能につきましてはこの調整会議におきましても常にお示ししながら進めてきたところであり、今回の厚生労働省が示された再編統合を先立って実践してきたと考えており、今後開催されます調整会議におきましても理解が得られるよう万全を期して取り組んでいきたいと考えております。

最後に、新病院にとって何より重要なのは、市民、地域の住民の命と健康を守る地域にとってなくてはならない重要な病院として、より一層診療実績の向上を図っていくことです。市民の方々が医療提供の体制に不安を持つことがないよう職員一同精いっぱい努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありますか。

野崎委員。

●野崎隆太委員

ちょっと数点お聞かせください。先ほどの話で、新聞報道等当然僕も確認はしたんですけども、これって、医療費の国全体の医療費とか今後の社会保障費をどうしていくかっていう議論が根本にあって、この話が出てきてるっていうような認識でよろしいですか。

◎浜口和久委員長

医療事務課副参事。

○細谷医療事務課副参事

この議論の中には地域医療構想というものがございまして、2025年、団塊の世代が後

期高齢者となる時代でございますけども、これに向けて病床の機能の分化、連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要数量を推計しているものでございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

●野崎隆太委員

新聞報道によると、医療費抑制のため競合地域にある病院との再編等を促す必要があるというようなことがあるんですけども、先ほども質問の中で医療費抑制のためが中心に来ているのかって話をしたけどそれに関する御答弁がなかったけど、イエスかノーかでちよっとお答えください。

◎浜口和久委員長  
医療事務課副参事。

○細谷医療事務課副参事

急性期医療を行っている医療機関が国の指し示す必要推量推計よりも多いということで、急性期医療は非常に医療費がかかるということもございまして、そこを削減しようとするものでございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

●野崎隆太委員

なので、全体の医療費を抑制する話の中で出てきた話なはずなんですけども、何かいろんな難しい言葉が今たくさん出てきたという気がするんですけど、っていうふうに新聞の報道でもされております。

その中で、当然伊勢病院の単体の黒字、赤字っていうのを考えるのも一つだと思うんですけど、これは先ほど説明の中で、新病院開院したからその後は患者さんの伸び率が高いんでというような話もあったんですけども、もともとこの話って求めているのは、国全体もしくは地域の中で医療費をどうやって抑制してったり削減してたりっていう話なので、たびたび議論をすることですけど、公立病院なんかは特に国保会計とそれから病院会計はある程度表裏一体であるところがあって、それこそ伊勢市の中で疫病が蔓延すれば、確かに伊勢病院は黒字になるかもしれんけど、そんな町が平和かっていうと、国保会計は恐らく真っ赤っかやし何も平和の町じゃないから、その辺のバランスが非常に難しいというような話を僕は市民に向けてもしたことは何度かあるんですけども、さっきの説明の中で、新病院は開院したからその後は順調に患者が伸びているっていう、だからいいんだっていう話ではないのかなと思うところもあるんです。というのも、新病院の公立の外来、こないだの決算の中でも話をしましたけど、そのあたりではより改革を進めていって、自



治体病院としての機能を残す必要があるかないかというような話もありましたし、当然ながら今回のその病院の再編の中で、前回と状況が違うから、病院建てたからといってこのあたりの医療費が建てたもんで削減されますという話では、いきなり直結するものではないかなと思うので、もちろんその病床数とか下げてもらったりしても。だからそのあたりが実際この国が求めるガイドラインと完全にちょっと適したものかと。先ほど説明を聞いてると、平成29年のデータを使ったもんでという話がよその報道なんか見てもあるんですけど、実際その、この時点ではこうだったっていうのはわかるんですけど。今の時点でも実際これ、もう一つ二つ踏み込んだ改革を求められるような状況にあるんじゃないかなと思ってるんですけど、そのあたりはどのようにお考えですか。

◎浜口和久委員長  
経営推進部次長。

○佐々木経営推進部次長

今、野崎委員がおっしゃいました部分に関しまして、一番大事なのが地域医療構想に基づいて、先ほど課長も申しました病床数を縮小するダウンサイジング、それから機能の分化、連携、この地域にとってどういう病床が必要なのか、そういったところを考慮して新病院を建設したところでございます。ただ、健全経営には当然努めてまいりたいと考えておりますので、そこで患者の確保、それから収益の増加、その辺に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

●野崎隆太委員

今、御答弁の最後が病院の今の市立伊勢総合病院の経営の状況の話でちょっと占められていたので、ちょっとそれが僕やっぱりわからなくて、もともとこういった国のガイドラインの中で求められているのは、単に単体の病院の黒字赤字だけの問題じゃなくて、もちろんその赤字の病院が多かったから当然話が進んでいるのもあるんでしょうけど、今回のこの報道は、見ると医療費全体の抑制をある程度もっと促してるのかなというふうに感じるんですけども。そのあたりもう一歩二歩進んでですね、この間の中では独立行政法人化という話も含めてさしてもらいましたし、僕この報道見たときにすぐ思ったのは、ひょっとして伊勢病院をもっと違う病院と統合しろって話をしたいのかなっていうのを、国はいろんなところ対象にしてるのかなっていうのを直感では感じました。

実際その決算の中でも話をしたけども、桑名の総合病院、先ほど平成29年の話がありましたけど、あそこは3病院をくっつけて独法化してるはずなので、それぐらいの改革を国はひょっとしたら求めているんじゃないかというふうにも僕は感じてるんですけども。

もう一回だけ聞きますけど、この地域全体もしくは国とは言いませんけども、この南勢地域も含めて地域全体の医療費抑制ということを国が実は求めてて、本当は今の伊勢病院でももう一つ二つさらに進んだ改革を求められる可能性があるんじゃないかなっていう

ふうに僕は認識をしてるんですけども、そのあたりってどういうふうにお考えですか。

◎浜口和久委員長  
病院事業管理者。

●佐々木病院事業管理者

御質問ありがとうございます。おっしゃるように、国のほうとしては全体的に医療費の抑制をしなければいけない、これは常々言っておることですんで、実際のことだと思います。

そうは言っても一方、地域の医療機能についてはしっかり守っていかなければいけない、これも事実だと思ってます。その中で今回出てきましたのが、地域医療構想の実現に向けたさらなる取り組みということで出てまいりました。その言葉自体が再編統合ということで、委員おっしゃるようなイメージを持たれるということも当然かというふうには思いますけども、私どもが国から示していただいた内容を見ておりますと、ここにおける再編統合というのは、先ほど課長のほうも御説明のほうで申し上げましたけども、個々の医療機関の医療提供内容の見直しを行う際には、医療の効率化の観点からダウンサイジング、いわゆる病床の減少、それから機能の分化、連携、集約化、不足のない医療提供の観点から機能転換連携、この2点を上げて、これが再編統合ということだというふうに国のほうとしては言っとるというところです。

その中で、私ども伊勢病院については平成29年6月の古いデータをもとにされてますので、私どもは新病院においても既にその時点を過ぎた中から病床数も322から300に減らしましたし、急性期の一般病床についても地域が不足してる回復期病床あるいはホスピス病床に転換をしとるということで、私どもとして、先ほど申し上げましたように先立ってその取り組みをしてきたというふうに考えておって、その先立った機能を十分発揮していくことが今後大切であるというふうに考えておるところでございます。以上です。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

●野崎隆太委員

わかりました。その古いデータをもとに、今回そのおくれたものをもとに公表されたことなので、市としては遺憾とまでは言わないしても、少しこの記事というか、発表のされ方に違和感があるっていうの大変理解を私もさせていただきました。

ただ1点だけ、これももう答弁結構ですけども、さっきも言ってますけども、結局その伊勢病院単体の話じゃなくて、これから地域全体の医療費をどうやって下げてくかっているような視点で、さらなる、今回の発表よりも前の段階で取り組んでいる成果が今の伊勢病院だっただけの御答弁だと今思ったんですけども、さらにこれからも地域全体の医療費の抑制のために改革をどういうふうにしてかないかんかということは、議論は常に後ろについてるだけで認識をいただければと思います。結構です。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

「伊勢市病院事業に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。本件については引き続き調査を継続いたします。

次に、「令和元年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を御審査願います。本件については、8月27日の教育民生委員協議会におきまして、報告を受ける事業を5事業程度とし、その選定については正副委員長に一任されております。本年度はお手元にお配りした資料に記載の5事業を報告対象の事業といたしたいと思いますが、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、お諮りいたします。

当局から報告を受ける5事業については、障害者地域生活支援事業、生活困窮者自立支援事業、風しん予防接種費助成事業、学校水泳民間プール施設活用事業、ICT活用実証研究事業と決定し、また本件につきましては閉会中の継続調査事項として申し出ることに決定をいたしまして御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で、御審査いただきます案件の審査は全て終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

どうも皆さん御苦勞さんでございました。

閉会 午前10時59分

上記署名する。

令和元年10月2日

委員長

委 員

委 員